

株式会社 てとてと
指定共同生活援助重要事項説明書

この重要事項説明書は、サービス提供開始にあたり、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	株式会社 てとてと
所 在 地	兵庫県伊丹市鴻池 4 丁目 10 番 1 号
電 話 番 号	072-784-4717
代表者氏名	代表取締役
設 立 年 月	平成 24 年 9 月 3 日

2. 利用施設

サービスの種類	共同生活援助 平成 25 年 1 月 1 日指定
事業所の名称	ホーム てとてと共同生活援助事業所
事業所の所在地	兵庫県伊丹市鴻池 4 丁目 10 番 1 号
電 話 番 号	電話番号 072-779-3361 ファックス 072-779-3361
施 設 長	
管 理 者	
サービス管理者	
サービスの実施地域	伊丹市
主たる対象者	身体障害者
入 所 定 員	6 名
開設年月日	平成 25 年 1 月 1 日
事業所番号	2823300088

3. サービスの目的・運営方針

目 的	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
-----	--

運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな共同生活活援助サービスの提供。
------	--

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	軽量鉄骨造 2階建 (耐火建築物) (耐震構造)
	敷地面積	202.61m ²
	延べ床面積	212.96m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備考
居室	6室	全室個室です。
食堂・居間	1か所	1階
洗面所	2か所	1階・2階に設置
便所	2か所	1階・2階に設置
風呂場	1か所	1階
エレベーター	1基	
スプリンクラー		

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理 者	1		1			1	
サービス管理責任者	1		1			1	
世話人	2		1		1	1.6	
生活支援員	6				6	1	
夜勤専属員	6				6	1	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理 者	正規の勤務時間帯 (9:00～16:00)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯 (7:00～9:00・9:00～16:00・16:00～20:00)
世話人	正規の勤務時間帯 (9:00～16:00)

生活支援員	正規の勤務時間帯（6：00～7：00、20：00～22：00）
夜勤専属員	正規の勤務時間帯（22：00～6：00）

※ 日・月・祝日の翌日は上記と異なります。

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食事	世話人が栄養と各人の嗜好を考えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し、提供します。（食材料費及び食事に係る水道光熱費は対象外サービスです。）
排泄	排泄に関する援助を行います。
入浴	入浴に関する援助を行います。
着替え、整容等	身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。 利用者の好みにより、希望があれば付き添って購入します。 季節による衣替え、整理、整頓。
活動支援	地域行事への参加促進。 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。
健康管理	嘱託医師により、診察日を設けて健康管理に努めます。 當時は、世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。 また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。（付き添い料がかかる場合があります。）
入院等に関する支援	職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行います。但し、入院時支援加算の算定内とする。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの内容	金額
家賃 グループホーム・ケアホーム家賃助成を市町から受ける場合、国からの補助金を除いたがくとする。なお、事業者が代理受領する場合はこのかぎりではない。	48,000円
食費 朝食 300円 昼食 400円 夕食 600円	

光熱水費		12,500 円
日用品	共同で使うものについて	10,000 円
日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただぐことが適当であるものにかかる費用をいたします。 ・日用品　・保健衛生品　・教養娯楽費	実費
健康診断 インフルエンザ予防接種等	一般検診 成人病検診 インフルエンザ予防接種	実費

7. サービスの概要

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

8. 利用料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2)介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は 1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(ア) 当事業所窓口での現金支払い

(イ) 下記指定口座への振込み

尼崎信用金庫 鴻池支店 普通預金 4046242

9. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意

書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。
ただし、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。.

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	窓口担当者 ご利用時間 9：00～18：00 電話番号 072-779-3361 FAX 072-779-3361 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
伊丹市役所 障害福祉課	所在地：兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地 電話番号：072-784-8032

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	窓口 伊丹市障害福祉課 ご利用時間 9：00～17：00 電話番号 072-784-8032
--------------	--

12. 協力医療機関

医療機関の名称	伊丹市立伊丹病院		
医院長名	病院事業管理者 中田 精三		
所 在 地	伊丹市昆陽池1丁目100番地		
電話番号	072-777-3773		
診 療 科	内科、外科、歯科	入院設備	有

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
防災設備	・自動火災報知機 有	・誘導灯 有	・ガス漏れ報知機 有
			・非常通報装置 有
・スプリンクラー 有 ・カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。			
平時の訓練	年1回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。		
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社 加入保険内容：賠償責任保険		

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項（ホームてとてと利用規則）

設備・器具の利用	ホームてとてと共同生活援助事業所の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただけます。
喫煙	全室禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては希望により世話人及びバックアップ事業所にて管理を致します。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他の人の迷惑になるような使い方はご遠慮ください。 ・タンスなど大きな家具を使用する場合は事前にご相談ください。

年　　月　　日

指定障害者福祉サービス共同生活援助の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：ホーム てとてと共同生活援助事業所

説明者職名：施設長

氏　　名：

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス共同生活援助の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：_____

氏　　名：_____ 印

代理人住所：_____

氏　　名：_____ 印
続　　柄：